

福祉局長決定  
令和2年4月1日制定  
令和5年4月1日改正

## 神戸市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の2に規定する高額療養費の支給申請に関し、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）第27条の17の規定により、高額療養費の支給申請に係る手続きを省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 法施行規則第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費
- (2) 年間の高額療養費 法施行規則第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項に規定する年間の高額療養費

### (対象者)

第3条 月間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化をすることができる者は、高額療養費に係る療養のあった月の初日において、国民健康保険法上の世帯主とする（以下、「月間の対象者」という。）。

2 年間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化をすることができる者は、本市において年間の高額療養費に係る計算期間の全ての外来療養に係る額を把握しており、かつ、月間の高額療養費の振込先金融機関口座を指定している国民健康保険法上の世帯主とする（以下、「年間の対象者」という。）。

### (手続の簡素化)

第4条 月間の対象者は、この要綱の施行日以降に振込先金融機関口座を指定し月間の高額療養費の申請を行い、本市により当該口座の登録を受けることで、登録完了以降の月間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

2 年間の対象者は、年間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

(支給決定)

第5条 第4条第1項に規定する手続の簡素化をした月間の対象者が月間の高額療養費の支給に該当した場合は、支給を決定し、当該対象者に通知を行うものとする。

2 第4条第2項に規定する手続の簡素化をした年間の対象者が年間の高額療養費の支給に該当した場合は、支給を決定し、当該対象者に通知を行うものとする。

(手続の簡素化の停止)

第6条 第4条に規定する手続の簡素化をした月間の対象者または年間の対象者(以下、「対象者等」という。)から申出があったときは、手続の簡素化を停止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本市は手続の簡素化を停止することができるものとする。

(1) 国民健康保険法上の世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者の資格に異動があり、対象者の要件を満たさなくなった場合

(2) 指定した振込先金融機関口座に高額療養費が振込みできなくなった場合

(3) 第4条に規定する手続の簡素化をした対象者等が死亡した場合

(4) 国民健康保険料の滞納がある場合

(5) 第4条に規定する手続の簡素化をした区から本市の他区に転出したことにより保険者が変更になった場合

(6) 申請の内容に偽りその他不正があった場合

3 前項各号に該当しなくなった場合は手続きの簡素化の停止を解除できるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。